

事務連絡
令和元年10月25日

一般社団法人 全国木材組合連合会 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)

日頃より、厚生労働行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

厚生労働省では、昨今、感染拡大が続く風しんへの対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)を対象として、居住地の市区町村から配布されるクーポン券を医療機関等に提示することにより、原則無料で風しんの抗体検査及び予防接種が受けられる「風しんの追加的対策」を推進しているところです。

風しんの追加的対策における抗体検査及び予防接種の実施率向上を図るためには、対象男性が受診をしやすいう、各事業所において定期の健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を実施していただく環境を整備することが極めて重要です。

つきましては、貴会会員に対し下記の事項について周知等を図っていただくとともに、貴会におかれましても風しん排除に向けた機運づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象男性が風しんの抗体検査を受ける機会を拡大するため、事業所健診の実施機関において、風しんの抗体検査が実施可能であるかを確認するなど、定期の健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮していただきたい。
2. 対象男性に対し、別添のリーフレット、説明用文書を活用して以下の点を周知し、当該検査を受けるよう呼びかけていただきたい。
 - ・ 風しんは感染力の強い感染症であり、成人は重症化の可能性があること。妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群(CRS)の子どもが生まれる可能性があること。風しんに感染しないため、また、周囲の人に感染させないために、風しんの抗体検査及び予防接種を受けていただきたいこと。
 - ・ 定期の健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は、無料で受けられること。その際、市区町村から送付されるクーポン券の提示が必要であること。

- 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、定期の予防接種の対象となること。
3. 対象男性が風しんの抗体検査及び予防接種を受けるために、医療機関等を受診しやすい環境づくりに努めていただきたい。

別添1 風しん予防啓発コラボレーションリーフレット <シティーハンター>

別添2 風しん予防啓発コラボレーションリーフレット <ラグビー日本代表>

別添3 リーフレット(対象者様向け(事業者))

別添4 説明用文書

【参考】厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kan-senshou/rubella/index_00001.html

【参考】リーフレット(事業所の健康診断担当者様向け)